

暫定排水基準の適用状況(アンモニア等)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例 生環条例排水基準		
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			排出地域	一律	暫定
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定			
電気めっき業	全域	100	400 →300	上水道水源地域	10	-			
				その他の地域、海域	-	-			
酸化コバルト製造業	全域	100	220 →160	上水道水源地域	10	-	上水道水源地域	10	-
				その他の地域、海域	-	-			
				その他の地域、海域	100	220			
畜産農業	全域	100	900 →700	上水道水源地域	10	900(*1)	上水道水源地域	10	-
				その他の地域、海域	-	-			
				その他の地域、海域	100	900			
ジルコニウム化合物製造業	全域	100	1000 →700	上水道水源地域	10	-	上水道水源地域	10	-
				その他の地域、海域	-	-			
				その他の地域、海域	100	1000			
モリブデン化合物製造業及びバナジウム化合物製造業	全域	100	1800 →1700	上水道水源地域	10	-	上水道水源地域	10	-
				その他の地域、海域	-	-			
				その他の地域、海域	100	1800			

(\*1)H13.7.1現在の特定施設をH17.4.1において設置している特定事業場に適用

暫定排水基準の見直し(案):アンモニア等

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案																																				
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとり、省令改正に伴い、暫定排水基準を160mg/Lに強化することが考えられる。	220 →160																																				
上乗せ条例	上水道水源地域	有 <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>P社</td> <td>3.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>Q社</td> <td>1.5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R社</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>S社</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>T社</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	P社	3.5	-	-	-	-	Q社	1.5	-	-	-	-	R社	8	-	-	-	-	S社	2	-	-	-	-	T社	3	-	-	-	-	・該当する5事業場のふん尿の処理については全量堆肥化されている。排水は雑排水か清掃等の排水のみであり、定常的な排水がないケースが多く(届出日平均排水量は1~8m <sup>3</sup> )、この3年間の検査データはない。 ・少量の排水に特別な処理施設を設置するのは困難であること等を考慮すれば、考え方1にのっとり、引き続き暫定排水基準を適用するとともに、省令改正に伴い、700mg/Lに強化することが考えられる。	900 →700
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																																			
P社	3.5	-	-	-	-																																			
Q社	1.5	-	-	-	-																																			
R社	8	-	-	-	-																																			
S社	2	-	-	-	-																																			
T社	3	-	-	-	-																																			
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとり、省令改正に伴い、暫定排水基準を700mg/Lに強化することが考えられる。	900 →700																																				
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとり、省令改正に伴い、暫定排水基準を700mg/Lに強化することが考えられる。	1000 →700																																				
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとり、省令改正に伴い、暫定排水基準を1700mg/Lに強化することが考えられる。	1800 →1700																																				

暫定排水基準の適用状況(アンモニア等)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	
貴金属製造・再生業	全域	100	3600 →3000	上水道水源地域	10	-	上水道水源地域	10	-	
				その他の地域、海域	-	-				その他の地域、海域
下水道業	全域	100	170 →150	上水道水源地域	10	20(*2)	上水道水源地域	10	20(*2)	
				その他の地域、海域	-	-				その他の地域、海域
	全域	100	-	上水道水源地域	10	20(*2)	上水道水源地域	10	20(*2)	
食料品製造業	全域	100	-	上水道水源地域	10	100(*2)	上水道水源地域	10	100(*3)	
				その他の地域、海域	-	-				その他の地域、海域
	全域	100	-	-	上水道水源地域	10	20(*2)	上水道水源地域	10	20(*3)
					その他の地域、海域	-	-			

(\*2)H13.7.1現在の特定施設をH14.4.11において設置している特定事業場に適用

暫定排水基準の見直し(案):アンモニア等

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案																														
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を3000mg/Lに強化することが考えられる。	3600 →3000																														
上乗せ条例	上水道水源地域	有 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X-1</td> <td>3,434</td> <td>150</td> <td>0.88</td> <td>3.9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>X-2</td> <td>1,660</td> <td>72</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>X-3</td> <td>280</td> <td>72</td> <td>0.44</td> <td>5.3</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>X-4</td> <td>161,410</td> <td>161</td> <td>2.7</td> <td>6.1</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	X-1	3,434	150	0.88	3.9	10	X-2	1,660	72	1.4	1.5	3.0	X-3	280	72	0.44	5.3	20	X-4	161,410	161	2.7	6.1	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部を除けば、冬場のアンモニア性窒素等の濃度が比較的高く10mg/Lを超過することがあり、10mg/Lを継続的に下回るのは困難。</li> <li>現状のアンモニア等の環境濃度では、人の健康保護上、問題が生じるレベルでないことも考慮すると、考え方1にのっとり暫定排水基準20mg/Lを継続することが考えられる。</li> </ul>	20
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																													
X-1	3,434	150	0.88	3.9	10																													
X-2	1,660	72	1.4	1.5	3.0																													
X-3	280	72	0.44	5.3	20																													
X-4	161,410	161	2.7	6.1	10																													
上乗せ条例	上水道水源地域	有 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M社</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>&lt;0.04</td> <td>2.6</td> <td>5.7</td> <td>法対象</td> </tr> <tr> <td>N社</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0.78</td> <td>0.78</td> <td>0.78</td> <td>法対象</td> </tr> <tr> <td>O社</td> <td>26</td> <td>8</td> <td>&lt;0.04</td> <td>17</td> <td>120</td> <td>条例対象</td> </tr> </tbody> </table> 該当事業場はM社及びN社	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	備考	M社	17	3	<0.04	2.6	5.7	法対象	N社	2	1	0.78	0.78	0.78	法対象	O社	26	8	<0.04	17	120	条例対象	(条例対象事業場も含めて検討) ・3事業場のうち1事業場は小規模零細事業場(豆腐店)であり、排水処理施設等の設置場所の確保が困難。 ・少量の排水に特別な処理施設を設置するのは困難であること等も考慮すれば、考え方1にのっとり暫定排水基準100mg/Lを継続することが考えられる。 ・なお、O社についてはH22年度に暫定排水基準を超過した事例があるが、H23年度以降暫定排水基準を満足している。	100		
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	備考																												
M社	17	3	<0.04	2.6	5.7	法対象																												
N社	2	1	0.78	0.78	0.78	法対象																												
O社	26	8	<0.04	17	120	条例対象																												
生環条例	上水道水源地域	有 該当事業場は上欄のO社	同上	100																														
上乗せ条例	上水道水源地域	有 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>K社</td> <td>43</td> <td>6</td> <td>&lt;0.04</td> <td>0.76</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>L社</td> <td>392</td> <td>7</td> <td>&lt;0.04</td> <td>0.2</td> <td>0.73</td> </tr> </tbody> </table>	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	K社	43	6	<0.04	0.76	2.1	L社	392	7	<0.04	0.2	0.73	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する2事業場の排水実態は、最大で2.1mg/Lとなっており、維持管理を徹底することにより現状の水質は確保できるものと考えられる。</li> <li>考え方1にのっとれば、暫定排水基準を廃止し、上乗せ排水基準10mg/Lを適用することが考えられる。</li> </ul>	20→ 暫定基準 廃止(10)												
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																													
K社	43	6	<0.04	0.76	2.1																													
L社	392	7	<0.04	0.2	0.73																													
生環条例	上水道水源地域	無	府域に該当する事業はなく、考え方4にのっとれば、暫定排水基準を廃止し、上乗せ排水基準10mg/Lを適用することが考えられる。	20→ 暫定基準 廃止(10)																														

(\*3)届出施設をH14.4.1において設置している届出事業場に適用

暫定排水基準の適用状況(アンモニア等)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例			
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準			
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	
し尿処分業	化学処理を行うものを除く	全域	100	-	上水道水源地域	10	20(*1)	/	/	/
					その他の地域、海域	-	-			
	化学処理を行うもの	全域	100	-	上水道水源地域	10	30(*1)	/	/	/
					その他の地域、海域	-	-			

(\*1)H13.7.1現在の特定施設をH17.4.1において設置している特定事業場に適用

暫定排水基準の見直し(案):アンモニア等

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度					基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案	
			事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値			最大値
上乗せ条例	上水道水源地域	有	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する3事業場(1事業場は老朽化により施設休止中)については、排水濃度が10mg/Lを下回っているものの最大値はわずかに下回る程度であり、設備の老朽化による処理能力への低下や下水道等の整備に伴うし尿発生量の減少により新たな設備投資が困難であることも考慮する必要がある。</li> <li>・現状のアンモニア等の環境濃度では、人の健康保護上、問題が生じるレベルでないことも考慮すると、考え方1にのっとり暫定排水基準20mg/Lを継続することが考えられる。</li> </ul>	20
			V-1	187	36	0.11	1.5	7.8		
			V-2	3	36	1.8	4.8	7.9		
			V-3	休止中	-	-	-	-		
上乗せ条例	上水道水源地域	有	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	排水濃度が最大26mg/Lであり、設備の老朽化による処理能力の低下や下水道等の整備に伴うし尿発生量の減少により新たな設備投資が困難であることも考慮すると、考え方1にのっとり暫定排水基準30mg/Lを継続することが考えられる。	30
			W	605	72	4.5	15	26		

業種	水質汚濁防止法				生活環境保全条例	
	排出地域	省令排水基準	排出地域	上乗せ条例排水基準	排出地域	生環条例排水基準
	上記以外の業種	全域	100	上水道水源地域	10(*)	/
その他の地域、海域				-		
/		/	上水道水源地域	10(**)	/	/
/	/	/	その他の地域、海域	100	/	/

(\*)し尿浄化槽を設置する特定事業場でH13.7.1現在の特定施設をH14.4.1において設置しているものがし尿浄化槽に係る排水を排出する排出口には適用しない。

(\*\*)し尿浄化槽を設置する届出事業場で届出施設をH14.4.1において設置しているものがし尿浄化槽に係る排水を排出する排出口には、その他の地域に係る排水基準を適用する。